

大分県報

平成三十一年
号外（四五）
四月二十五日

（木曜日）

目次

企業局管理規程	一
大分県企業局組織規程の一部改正……………	一
大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正……………	一
告示	二
口頭により開示請求することができる個人情報に関する規程の一部改正……………	二
訓令 甲	二
大分県副知事の担任意務に関する規程の一部改正……………	二
大分県文書管理規程の一部改正……………	二
大分県政策企画委員会設置規程の一部改正……………	三
大分県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部改正……………	三
訓令 甲	三
議会 訓令	三
教育委員会訓令甲	三
選挙管理委員会訓令	三
人事委員会訓令	三
監査委員訓令	三
警察本部訓令	三
労働委員会訓令	三
企業局訓令	三
病院局訓令	三
電子計算機による事務処理規程の一部改正……………	四
訓令 甲	四
教育委員会訓令甲	四
企業局訓令	四

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。	五
平成三十一年四月二十五日	五
大分県企業局長職務代理者	五
大分県企業局総務課長 姫 野 浩 之	五
大分県企業局職員倫理規程の一部改正……………	五
企業局訓令	五

○企業局管理規程

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年四月二十五日

大分県企業局長職務代理者

大分県企業局総務課長 姫 野 浩 之

大分県企業局管理規程第六号

大分県企業局組織規程の一部を改正する規程

大分県企業局組織規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表の工務課の項中「発電所リニューアル推進班」を「発電所リニューアル推進第一班、発電所リニューアル推進第二班」に改める。

第七条の見出しを「（企業局理事等）」に改め、同条第一項中「局に」の下に「企業局理事、」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 企業局理事は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

附則

この規程は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年四月二十五日

大分県企業局長職務代理者

大分県企業局総務課長 姫 野 浩 之

大分県企業局管理規程第七号

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項の表中

企業局理事	一一、〇〇〇円
企業局次長	一〇、〇〇〇円
企業局参事監	一〇、〇〇〇円

企業局次長	一〇、〇〇〇円
企業局参事監	

に改め、同条第二項の表中

企業局次長	五、〇〇〇円
企業局参事監	

企業局理事	五、五〇〇円
企業局次長	五、〇〇〇円
企業局参事監	

に改める。

第二十五条第五項第一号の表の次長級の項を次のように改める。

部長級	
次長級	百分の二十

別表第二の九級の項中「困難な業務を行う企業局次長の職務」を「企業局理事の職務」に改める。

別表第五の企業局の項を次のように改める。

企業局	企業局理事	二種
	企業局次長	三種
企業局	企業局参事監	

附則

この規程は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第二百四十号

口頭により開示請求することができる個人情報等を定める告示（平成十四年大分県告示第五百二十六号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

表中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改める。

附則

この告示は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

○ 訓 令 甲

大分県訓令甲第二十二号

大分県副知事の担任意務に関する規程（平成二十九年大分県訓令甲第三十号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条の表の副知事安東隆の担任意務の項第一号中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改める。

附則

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

大分県訓令甲第二十三号

大分県文書管理規程（平成二十一年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表第一中

政策企画課

（政企）

を

政策企画課
おおいた創生推進課

（政企）
（おおい創）

に、

第十二号様式中

「電子文書の有無」を「電子文書の件数」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

大分県訓令甲第二十四号

大分県政策企画委員会設置規程（平成二十一年大分県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表中「商工労働部商工労働企画課総務企画監」を「商工観光労働部商工観光労働企画課総務企画監」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

大分県訓令甲第二十五号

大分県新型インフルエンザ等対策本部規程（平成二十五年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

別表第一中「商工労働部長」を「商工観光労働部長」に改める。

知 事 部 局
 議 会 事 務 局
 教 育 庁
 人 事 委 員 会 事 務 局
 勞 働 委 員 会 事 務 局
 監 査 事 務 局
 警 察 本 部
 企 業 局
 病 院 局

統計調査課 観光・地域振興課	(統調) (観地)	を
統計調査課	(統調)	に、
商工労働企画課	(商労企)	を
商工観光労働企画課	(商観労企)	に、
雇用労働政策課	(雇労政)	を
雇用労働政策課 観光政策課	(雇労政) (観政)	に、
法務室 まち・ひと・しごと創生推進室 地域活力応援室	(法務) (まち創) (地活)	を
法務室	(法務)	に、
新産業振興室	(新産)	を
新産業振興室 観光誘致促進室	(新産) (観誘)	に改める。

平成三十一年四月二十五日

大分県報号外（訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選挙管理委訓令
・人事委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・労働委
訓令・企業局訓令・病院局訓令）

四

別表第二の企画振興対策部の項第一号中「観光客、外国人等」を「在留外国人」に改め、同表の商工労働対策部の項部の名称の欄中「商工労働対策部」を「商工観光労働対策部」に改め、同項所管部局の欄中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改め、同項部の事務の欄第五号中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄中第四号の次に次の一号を加える。

五 観光客等への情報提供に関する事項

別表第三の企画振興対策部の部の国際政策班の項第二号中「外国人に対する」を「在留外国人への」に改め、同部の観光・地域振興班の項を削り、同表の商工労働対策部の部の名称の欄中「商工労働対策部」を「商工観光労働対策部」に改め、同部の商工労働企画班の項中「商工労働企画班」を「商工観光労働企画班」に改め、同項第一号から第三号まで及び第六号中「商工労働対策部」を「商工観光労働対策部」に改め、同部に次のように加える。

観光政策班	一 観光客等への情報提供に関する事項。
	二 県内大規模宿泊施設及び観光拠点施設の営業情報の収集及び提供に関する事項。

附則

この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

- 訓令 甲
- 議会訓令
- 教育委員会訓令甲
- 選挙管理委員会訓令
- 人事委員会訓令
- 監査委員訓令
- 警察本部訓令
- 労働委員会訓令
- 企業局訓令
- 病院局訓令

大分県訓令甲第二十六号
大分県議会訓令第六号

- 大分県教育委員会訓令甲第十五号
- 大分県選挙管理委員会訓令第一号
- 大分県人事委員会訓令第三号
- 大分県監査委員訓令第二号
- 大分県警察本部訓令第十五号
- 大分県労働委員会訓令第三号
- 大分県企業局訓令第七号
- 大分県病院局訓令第七号

を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 廣瀬 勝貞
大分県議会議長 井上 伸史

大分県訓令甲第十一号	知事 部 局
大分県議会訓令第二号	議 会 事 務 局
大分県教育委員会訓令第三号	教 育 庁
大分県選挙管理委員会訓令第一号	選挙管理委員会
大分県人事委員会訓令第一号	人事委員会事務局
大分県監査委員訓令第一号	監 査 事 務 局
大分県警察訓令第十六号	警 察 本 部
大分県地方労働委員会訓令第一号	労働委員会事務局
大分県企業局訓令第七百十号	企 業 局
大分県病院局訓令第三号	病 院 局

昭和四十七年大分県人事委員会訓令第一号
の 一 部

平成十八年

大分県教育委員会

大分県選挙管理委員会委員長

大分県人事委員会委員長

大分県代表監査委員

大分県警察本部長

大分県労働委員会会長

大分県企業局長職務代理者

大分県企業局総務課長

大分県病院局長

大分県労働部

大分県観光労働部

大分県労働部

平成三十一年四月二十五日

大分県知事 広瀬 勝 貞

大分県教育委員 会

大分県企業局長職務代理者

大分県企業局総務課長 姫 野 浩 之

大分県企業局長職務代理者

平成三十一年四月二十五日
大分県知事 広瀬 勝 貞
大分県教育委員 会
大分県企業局長職務代理者
大分県企業局総務課長 姫 野 浩 之
別表の商工労働部の項中「商工労働部」を「商工観光労働部」に、「商工労働企画課長」を「商工観光労働企画課長」に改める。
附則
この訓令は、平成三十一年四月二十六日から施行する。

○企業局訓令

大分県企業局訓令第九号

本局
大分県企業局職員倫理規程（平成十二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。
平成三十一年四月二十五日

大分県企業局長職務代理者

大分県企業局総務課長 姫 野 浩 之

○訓令 ○教育委員会訓令甲 ○企業局訓令

大分県訓令甲第二十七号

大分県教育委員会訓令甲第十六号

大分県企業局訓令第八号

大分県水源地域対策委員会設置規程

昭和四十九年大分県教育委員会訓令第四号
大分県訓令甲第十二号
大分県企業局訓令第二号
の一部

を次のように改正する。

平成三十一年四月二十五日

大分県報号外

（訓令甲・議会訓令・教育委訓令甲・選挙管理委訓令
・人事委訓令・監査委訓令・警察本部訓令・労働委
訓令・企業局訓令・病院局訓令）

五